

宇和島市人事行政の運営等の状況について

地方公務員法第58条の2及び宇和島市人事行政の運営等の公表に関する条例に基づき、宇和島市の人事行政の運営等の状況の概要について、公表します。

1 任免

(1) 採用の状況

令和5年度の新規採用者数は、宇和島市全体で78人です。任命権者別の職種別内訳は、以下のとおりです。

①市長

(単位：人)

区分	行政事務	社会福祉士	管理栄養士	技術職	保健師	保育士	医師		計
男性	4			2			1		7
女性	4		1		2	2			9
計	8		1	2	2	2	1		16

②公営企業管理者

(単位：人)

区分	行政事務	医師	医療技術職	看護師	薬剤師	助産師	栄養士		計
男性		22	4	4					30
女性		10	5	16	1				32
計		32	9	20	1				62

(2) 退職の状況

宇和島市職員の定年等に関する条例により、一部の職員を除いて定年年齢は61歳（令和6年3月31日時点）とし、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職することとなります。令和5年度における退職者数は、定年による退職と定年前の自己都合や死亡等による退職を合わせて97人です（(3)再任用の状況における離職者を除く）。任命権者別の職種別内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	定年退職	定年前退職	計
市 長	0	21	21
公営企業管理者	0	76	76
計	0	97	97

(3) 再任用の状況

令和5年度における再任用の状況（再任用短時間勤務職員を除く）について、新規再任用者数は23人、任期更新者数は33人、離職者数は16人です。

(単位：人)

区 分	新規再任用者数	任期更新者数	離職者数
市 長	14	21	12
公営企業管理者	9	12	4
計	23	33	16

(4) 職員数の状況

①部門別職員数の状況と主な増減理由

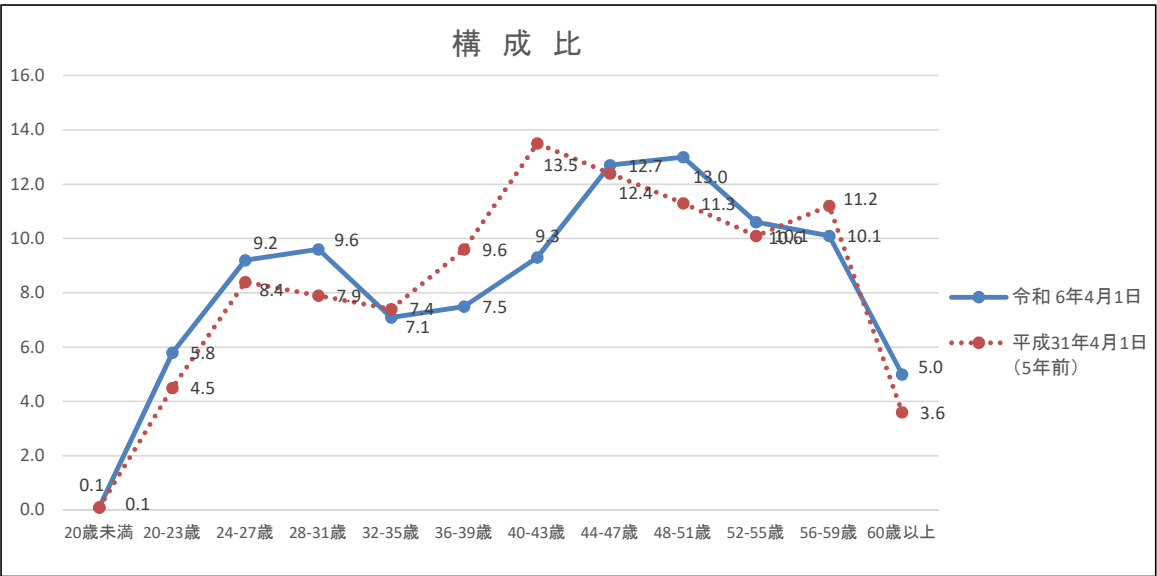
(各年4月1日現在)

区分 部門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和5年度	令和6年度		
普通会計部門	議 会	7	7		
	総 務	127	127		
	税 務	36	34	△ 2	人員配置適正化
	労 働	2	2		
	農林水産	49	45	△ 4	H30. 7月豪雨災害復旧事業完了
	商 工	15	15		
	土 木	58	55	△ 3	組織統廃合、人員配置適正化
	民 生	130	126	△ 4	保育園閉園、ねんりんピック事業終了
	衛 生	47	46	△ 1	人員配置適正化
	計	471	457	△ 14	
普通会計部門	教育部門	73	76	3	業務増
	消防部門				
	小 計	544	533	△ 11	
公営 部門 企業 会計	病 院	741	720	△ 21	退職不補充
	水 道	31	28	△ 3	人員配置適正化
	下水道	6	7	1	業務増（公営企業への移管）
	その他	73	71	△ 2	人員配置適正化
	小 計	851	826	△ 25	
合 計		1,395	1,359	△ 36	
		[1,496]	[1,496]		<参考> 人口1万人当たり職員数 198.15人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です（会計年度任用職員は除いています）。

2 []内は、条例定数の合計です。

②年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	79人	125人	131人	97人	102人	126人	172人	176人	144人	137人	68人	1,359人

(注) 職員数は一般職に属する職員数です（会計年度任用職員は除いています）。

③職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	475	479	484	480	471	457	△ 18 (△3.8%)
教育	78	79	77	75	73	76	△ 2 (△2.6%)
普通会計	553	558	561	555	544	533	△ 20 (△3.6%)
公営企業会計	859	858	854	853	851	826	△ 33 (△3.8%)
総合計	1,412	1,416	1,415	1,408	1,395	1,359	△ 53 (△3.8%)

(注) 職員数は一般職に属する職員数です(会計年度任用職員は除いています)。

④一般行政職の級別職員数等の状況 (令和6年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7級	部長	8人	1.9%
6級	課長、支所長	33人	7.9%
5級	課長補佐	66人	15.8%
4級	係長、専門員	103人	24.6%
3級	主任	89人	21.2%
2級	主査	39人	9.3%
1級	主事、技師、事務員	81人	19.3%
合計		419人	100.0%

(注) 1 一般行政職とは、本庁又は出先機関で一般事務を行い、国家公務員という行政職(1)給料表が適用される職員のことをいいます。

2 宇和島市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

3 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

2 人件費

(1) 人件費の状況(普通会計決算)(歳入歳出決算書及び地方財政状況調により)

区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 令和4年度の人件費率
令和5年度	68,585人	46,528,835千円	2,267,961千円	6,254,761千円	13.5%	12.9%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数	給 与 費				一人当たり
	(A)	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	給与費 (B/A)
令和5年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
	544	2,003,910	289,972	790,442	3,084,324	5,670
	人	千円	千円	千円	千円	千円
	288	666,299	32,824	142,554	841,677	2,922

- (注) 1 職員手当には、退職手当及び児童手当を含みません。
2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数です。
3 上段は、会計年度任用職員を除く職員数及び給与費です。
下段は、フルタイム会計年度任用職員の職員数及び給与費です。

(3) ラスパイレス指数の状況

区 分	令和3年	令和4年	令和5年
宇和島市	94.6	94.7	94.9
類似団体	98.0	97.7	97.7
全国市平均	98.8	98.7	98.6

(注) ラスパイレス指数とは、市職員の学歴別・経験年数別構成等が国と同一であると仮定して平均給料額を算出し、国家公務員の平均俸給額を100とした場合の地方公務員の給与水準を指数で示したものです。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢及び平均給料月額の状況

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
令和5年度	43.4 歳	308,452 円	367,980 円

②技能労務職

区 分		平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
令和5年度	宇和島市	54.1 歳	315,562 円	335,181 円
	うち学校給食員	55.9 歳	346,370 円	364,600 円
	うち用務員	— 歳	— 円	— 円
	うち自動車運転手	50.3 歳	285,150 円	318,425 円

(注) 平均給与月額とは、給料月額と諸手当（毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当及び時間外勤務手当等を含み、期末手当及び勤勉手当を除く。）を合計したものです。
対象となる職員がいない場合又は対象となる職員が1人若しくは2人の場合は、「—」としております。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		宇和島市	愛媛県	国
一般行政職	大学卒	196,200 円	203,553 円	総合職 200,700 円 一般職 196,200 円
	高校卒	166,600 円	171,874 円	166,600 円
	技能労務職 高校卒	164,000 円	164,934 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	251,171 円	332,419 円	371,653 円	389,133 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	370,400 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。
対象となる職員がいない場合又は対象となる職員が1人若しくは2人の場合は、「—」としております。

4 職員の手当の状況

各手当の支給実績及び1人当たり平均支給額は、令和5年度普通会計決算ベースの額です。

(1) 期末手当・勤勉手当

宇和島市	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,488 千円	—
（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 （ 1.375 ） 月分 （ 0.975 ） 月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 （ 1.375 ） 月分 （ 0.975 ） 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算：5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算：5～20%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当

宇和島市	国
（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 その他の加算措置 ※退職手当調整額 職務の等級の区分に応じた調整月額を定め、 在職期間のうち、その月額の高いほうから 60月分の合計額を加算 ※定年前早期退職特例措置 2～20%加算 自己都合 勸奨・定年 1人当たり平均支給額 6,533千円 21,835千円	（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 その他の加算措置 ※退職手当調整額 職務の等級の区分に応じた調整月額を定め、 在職期間のうち、その月額の高いほうから 60月分の合計額を加算 ※定年前早期退職特例措置 2～45%加算

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度中に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 特殊勤務手当

支給実績（令和5年度決算）		47 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額		2,764 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合		3.0 %	
手当の種類（手当数）		4	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	感染症の防疫作業に従事した職員	感染症の防疫作業	半日2,000円 1日4,000円
	新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための感染症防疫作業に従事した職員	①新型コロナウイルス感染症の患者等の身体に接触等する作業 ②①以外の作業	①1日4,000円 ②1日3,000円
行旅死亡人等処理手当	生活支援課等でケースワーカー業務に従事する職員	行旅行死亡人等の処理作業	1 件8,000円
野犬・畜犬等取扱手当	生活環境課等で野犬・畜犬等の捕獲・処理業務に従事した職員	野犬・畜犬等の捕獲及び処理業務	1 日300円
汚物処理手当	生活環境課等に勤務し、犬・猫等の死体処理に従事した職員	犬・猫等の死体処理業務	1 件400円

(4) 地域手当

支給実績（令和5年度決算）	1,736 千円
支給職員1人当たり平均支給年額	578,666 円

（注）地域手当とは、民間における賃金・物価及び生計費が特に高い地域に在勤する職員に支給される手当です。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	124,468 千円
職員1人当たり平均支給年額	296 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、令和5年4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）です。

(6) その他の手当

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和5年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額
扶養手当	①配偶者 6,500円 ②子 10,000円 ③父母等 6,500円 満15歳に達する日後の最初の年度初めから満22歳に達する日以降の最初の年度末までの子1人につき5,000円加算	同じ		52,444 千円	229,013 円
住居手当	借家居住者上限 28,000円	同じ		39,572 千円	274,805 円
通勤手当	①交通機関利用者 定期券購入代金相当額（限度額55,000円） ②交通用具使用者 2～5km:2,000円 5～10km:4,200円 10～15km:7,100円 15～20km:10,000円 20～25km:12,900円 25～30km:15,800円 30～35km:18,700円 35～40km:21,600円 40～45km:24,400円 45～50km:26,200円 50～55km:28,000円 55～60km:29,800円 60km以上:31,600円	同じ		22,545 千円	73,198 円
管理職手当	管理職員に対し支給 課長補佐級 26,000円 課長級 40,000円 部長 50,000円	異なる	支給額の相違	46,746 千円	376,983 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が、臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 ①週休日又は休日 職務の級別に、6,000円～10,000円／1回（6時間を超える場合は加算あり） ②週休日等以外の日の午前0時から午前5時 職務の級別に3,000円～5,000円／1回	異なる	支給額の相違	892 千円	19,391 円
宿日直手当	宿日直業務従事に対し支給 医師 21,000円／1回 その他の職員 4,400円／1回			13 千円	4,333 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い住所を移転し、同居していた配偶者と別居する事となった職員で、市長の認めた者に対し支給 月額30,000円。距離に応じて加算あり（8,000円～70,000円）	同じ		— 千円	— 円
特地勤務手当	交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地その他の地域に所在する公署に勤務する職員に支給 勤務公署に応じて18,000円～23,000円	異なる	支給額の相違	— 千円	— 円

（注）対象となる職員がいない場合又は対象となる職員が1人若しくは2人の場合は、「—」としております。

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

(1) 給料月額

区分		給料月額	
給料	市長	855,000	円
	副市長	678,000	円
	教育長	597,000	円
報酬	議長	437,000	円
	副議長	373,000	円
	議員	354,000	円

(2) 期末手当

区分		支給割合	
給料	市長	3.40	月
	副市長	3.40	月
	教育長	3.40	月
報酬	議長	3.40	月
	副議長	3.40	月
	議員	3.40	月

（15%の加算措置あり）

(3) 退職手当

区分		算定方式	1期の手当額	支給時期
退職手当	市長	月額×在職月数×45/100	18,468,000	任期满了の都度
	副市長	月額×在職月数×27/100	8,786,880	
	教育長	月額×在職月数×24.3/100	6,963,408	

（注）「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和5年度	千円 2,228,879	千円 235,047	千円 187,867	% 8.4	% 8.0

(注) 職員給与費には資本勘定支弁職員分42,668千円を含みません。

区分	職員数 (A)	給 与 費				一人当たり 給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
令和5年度	人 31	千円 119,492	千円 24,141	千円 47,237	千円 190,870	千円 6,157
	人 4	千円 8,705	千円 875	千円 1,886	千円 11,466	千円 2,867

(注) 1 職員手当には、退職手当及び児童手当を含みません。

2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数です。

3 上段は、会計年度任用職員を除く職員数及び給与費です。

下段は、フルタイム会計年度任用職員の職員数及び給与費です。

② 職員の基本給、平均給与月額及び平均年齢の状況

区分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
令和5年度	46.3 歳	320,561 円	513,091 円

(注) 平均給与月額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

宇和島市（水道事業）				宇和島市（一般行政職）			
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,524 千円				1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,488 千円			
(令和5年度支給割合)				(令和5年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.45	月分	2.05	月分	2.45	月分	2.05	月分
(1.375)	月分	(0.975)	月分	(1.375)	月分	(0.975)	月分
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算：5～15%				職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算：5～15%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当

宇和島市（水道事業）				宇和島市（一般行政職）			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875	月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875	月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075	月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075	月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709	月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709	月分
その他の加算措置				その他の加算措置			
※退職手当調整額				※退職手当調整額			
職務の等級の区分に応じた調整月額を定め、 在職期間のうち、その月額の高いほうから 60月分の合計額を加算				職務の等級の区分に応じた調整月額を定め、 在職期間のうち、その月額の高いほうから 60月分の合計額を加算			
※定年前早期退職特例措置 2～20%加算				※定年前早期退職特例措置 2～20%加算			
		自己都合	勸奨・定年			自己都合	勸奨・定年
1人当たり平均支給額	— 千円	—	千円	1人当たり平均支給額	6,533千円	21,835	千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

対象となる職員がいない場合又は対象となる職員が1人若しくは2人の場合は、「—」としております。

ウ 地域手当

支給実績（令和5年度決算）	—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額	—	円

（注）地域手当とは、民間における賃金・物価及び生計費が特に高い地域に在勤する職員に支給される手当です。

対象となる職員がいない場合又は対象となる職員が1人若しくは2人の場合は、「—」としております。

エ 特殊勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	2,018	千円
支給職員1人当たり平均支給年額	80,720	円
職員全体に占める手当支給職員の割合	80.6	%
手当の種類（手当数）	5	

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
滞納整理手当	滞納整理のため外勤した職員	滞納整理業務	日額250円
給水停止手当	給水停止業務に従事した職員	給水停止業務	1件当たり600円
現場作業手当	漏水防止等のため外勤する職員	現場作業業務	月額3,500円
現場監督手当	工事設計、現場監督業務に従事する職員	工事設計、現場監督業務	月額3,500円
待機手当	突発事故等に対応するため待機を命ぜられた職員	待機	待機する曜日及び期間に応じて定められた日額400円から6,500円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	10,725	千円
職員1人当たり平均支給年額	429	千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、令和5年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）です。

カ その他の手当

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政 職の制度 と異なる 内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額
扶養手当	①配偶者 6,500円 ②子 10,000円 ③父母等 6,500円 満15歳に達する日後の最初の年度初めから 満22歳に達する日以降の最初の年度末まで の子1人につき5,000円加算	同じ		4,296 千円	268,500 円
住居手当	借家居住者上限28,000円	同じ		2,625 千円	262,500 円
通勤手当	①交通機関利用者 定期券購入代金相当額（限度額55,000円） ②交通用具使用者 2～5km:2,000円 5～10km:4,200円 10～15km:7,100円 15～20km:10,000円 20～25km:12,900円 25～30km:15,800円 30～35km:18,700円 35～40km:21,600円 40～45km:24,400円 45～50km:26,200円 50～55km:28,000円 55～60km:29,800円 60km以上:31,600円	同じ		2,007 千円	71,679 円
管理職手当	管理職員に対し支給 課長補佐級26,000円 課長級40,000円 部長50,000円	同じ		2,470 千円	416,667 円
管理職員特 別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨時又は緊 急の必要により勤務した場合に支給 ①平日午前零時～午前5時 役職に応じて3,000円～6,000円/1回の定額 ②週休日又は休日（1～6時間） 役職に応じて6,000円～10,000円/1回の定額 ③週休日又は休日（6時間超） 役職に応じて9,000円～15,000円/1回の定額	同じ		— 千円	— 円
宿日直手当	宿日直業務従事に対し支給 4,400円/1回			— 千円	— 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い住所を移転 し、同居していた配偶者と別居する事と なった職員で、市長の認めた者に対し支給 月額30,000円。距離に応じて加算あり。 8,000円～70,000円	同じ		— 千円	— 円

（注）対象となる職員がいない場合又は対象となる職員が1人若しくは2人の場合は、「—」としております。

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和5年度	千円 905,596	千円 143,550	千円 32,051	% 3.5	% 4.1

(注) 職員給与費には資本勘定支弁職員分12,820千円を含みません。

区分	職員数 (A)	給 与 費				一人当たり 給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
令和5年度	人 6	千円 22,945	千円 3,414	千円 9,483	千円 35,842	千円 5,974

(注) 1 職員手当には、退職手当及び児童手当を含みません。

2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数です（会計年度任用職員は除いています）。

② 職員の基本給、平均給与月額及び平均年齢の状況

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
令和5年度	42.2 歳	317,650 円	497,806 円

(注) 平均給与月額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

宇和島市（下水道事業）				宇和島市（一般行政職）			
1人当たり平均支給額（令和5年度）				1人当たり平均支給額（令和5年度）			
1,581 千円				1,488 千円			
(令和5年度支給割合)				(令和5年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.45	月分	2.05	月分	2.45	月分	2.05	月分
(1.375)	月分	(0.975)	月分	(1.375)	月分	(0.975)	月分
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算：5～15%				・役職加算：5～15%			

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当

宇和島市（下水道事業）				宇和島市（一般行政職）			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
※退職手当調整額				※退職手当調整額			
職務の等級の区分に応じた調整月額を定め、 在職期間のうち、その月額の高いほうから 60月分の合計額を加算				職務の等級の区分に応じた調整月額を定め、 在職期間のうち、その月額の高いほうから 60月分の合計額を加算			
※定年前早期退職特例措置 2～20%加算				※定年前早期退職特例措置 2～20%加算			
	自己都合	勸奨・定年			自己都合	勸奨・定年	
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円		1人当たり平均支給額	6,533千円	21,835千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

対象となる職員がいない場合又は対象となる職員が1人若しくは2人の場合は、「—」としております。

ウ 地域手当

支給実績（令和5年度決算）	— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額	— 円

（注）地域手当とは、民間における賃金・物価及び生計費が特に高い地域に在勤する職員に支給される手当です。

対象となる職員がいない場合又は対象となる職員が1人若しくは2人の場合は、「—」としております。

エ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	1,035 千円
職員1人当たり平均支給年額	259 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、令和5年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）です。

オ その他の手当

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政 職の制度 と異なる 内容	支給実績 （令和5年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額
扶養手当	①配偶者 6,500円 ②子 10,000円 ③父母等 6,500円 満15歳に達する日後の最初の年度初めから 満22歳に達する日以降の最初の年度末まで の子1人につき5,000円加算	同じ		954 千円	238,500 円
住居手当	借家居住者上限28,000円	同じ		524 千円	262,000 円
通勤手当	①交通機関利用者 定期券購入代金相当額（限度額55,000円） ②交通用具使用者 2～5km:2,000円 5～10km:4,200円 10～15km:7,100円 15～20km:10,000円 20～25km:12,900円 25～30km:15,800円 30～35km:18,700円 35～40km:21,600円 40～45km:24,400円 45～50km:26,200円 50～55km:28,000円 55～60km:29,800円 60km以上:31,600円	同じ		109 千円	54,500 円
管理職手当	管理職員に対し支給 課長補佐級26,000円 課長級40,000円 部長50,000円	同じ		792 千円	396,000 円
管理職員特 別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨時又は緊 急の必要により勤務した場合に支給 ①平日午前零時～午前5時 役職に応じて3,000円～6,000円/1回の定額 ②週休日又は休日（1～6時間） 役職に応じて6,000円～10,000円/1回の定額 ③週休日又は休日（6時間超） 役職に応じて9,000円～15,000円/1回の定額	同じ		— 千円	— 円
宿日直手当	宿日直業務従事に対し支給 4,400円/1回			— 千円	— 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い住所を移転 し、同居していた配偶者と別居する事と なった職員で、市長の認めた者に対し支給 月額30,000円。距離に応じて加算あり。 8,000円～70,000円	同じ		— 千円	— 円

（注）対象となる職員がいない場合又は対象となる職員が1人若しくは2人の場合は、「—」としております。

(3) 病院等事業

① 職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和5年度	千円 17,757,538	千円 △ 980,848	千円 8,208,283	% 46.2	% 47.7

区分	職員数 (A)	給 与 費				一人当たり 給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
令和5年度	人 790	千円 2,886,657	千円 1,608,404	千円 1,040,010	千円 5,535,071	千円 7,006
	人 245	千円 615,733	千円 163,305	千円 155,731	千円 934,769	千円 3,815

(注) 1 職員手当には退職手当及び児童手当を含みません。

2 上段は、会計年度任用職員を除く職員数及び給与費です。

下段は、フルタイム会計年度任用職員の職員数及び給与費です。

職員数は、令和5年4月1日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均給与月額及び平均年齢の状況

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
令和5年度	医 師	40.2 歳	447,324 円
	看 護 師	40.7 歳	298,331 円
	事務職員	42.1 歳	312,358 円

(注) 令和4年度より、平均給与月額に期末・勤勉手当等を含めております。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

宇和島市（病院事業）				宇和島市（一般行政職）			
1人当たり平均支給額（令和5年度）				1人当たり平均支給額（令和5年度）			
1,424 千円				1,488 千円			
（令和5年度支給割合）				（令和5年度支給割合）			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.45 月分		2.05 月分		2.45 月分		2.05 月分	
（ 1.375 ） 月分		（ 0.975 ） 月分		（ 1.375 ） 月分		（ 0.975 ） 月分	
（加算措置の状況）				（加算措置の状況）			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算：5～15%				・役職加算：5～15%			

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当

宇和島市（病院事業）				宇和島市（一般行政職）			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
※退職手当調整額				※退職手当調整額			
職務の等級の区分に応じた調整月額を定め、 在職期間のうち、その月額の高いほうから 60月分の合計額を加算				職務の等級の区分に応じた調整月額を定め、 在職期間のうち、その月額の高いほうから 60月分の合計額を加算			
※定年前早期退職特例措置 2～20%加算				※定年前早期退職特例措置 2～20%加算			
		自己都合	勸奨・定年			自己都合	勸奨・定年
1人当たり平均支給額		2,643千円	28,493千円	1人当たり平均支給額		6,533千円	21,835千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

支給実績（令和4年度決算）	— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額	— 円

（注）地域手当とは、民間における賃金・物価及び生計費が特に高い地域に在勤する職員に支給される手当です。

対象となる職員がいない場合又は対象となる職員が1人若しくは2人の場合は、「—」としております。

エ 特殊勤務手当

支給実績（令和5年度決算）		783,153 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額		1,161,948 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合		81.5 %	
手当の種類（手当数）		10	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険手当	①病院の結核及び感染症病棟に勤務する職員 ②病院の放射線科に属する職員 ③ボイラー管理を行う職員	①結核及び感染症病棟における患者の看護その他患者に接近する業務 ②放射線科に属する業務 ③ボイラー管理業務	日額 230円
	新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した職員	①新型コロナウイルス感染症の患者等の身体に接触等して行う業務 ②①以外の業務	①1日4,000円 ②1日3,000円
病理細菌取扱手当	病院の臨床検査科又は病理診断科において、病理又は危険である細菌の検査に従事する職員	病院において行う病理又はコレラ、赤痢等危険である細菌の検査業務	日額 230円
研究手当	病院に勤務する医師 ①院長、副院長及び医監 ②科長及び副科長 ③医長 ④医員	医師の研究	①月額 給料の100% ②月額 給料の95% ③月額 給料の90% ④月額 給料の50%
救急医療等業務手当	①病院に勤務する管理職である医師 ②病院に勤務する管理職である看護師及び医療技術員	正規の勤務時間外において行う救急医療等の業務	①1回 14,000円から43,000円まで ②1回 6,000円から18,000円まで
夜間看護等手当	①病院で深夜に勤務する看護師等 ②病院に勤務する医療職給料表の適用を受ける職員 ③介護老人保健施設で深夜に勤務する看護師又は介護職員	①③正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日午前5時までの間）において行われる看護又は介護等の業務 ②救急患者若しくは分娩に対処するために命を受け自宅等で待機中に呼出しを受けて、正規の勤務時間以外の時間において行った1時間以上の手術等の業務	①1回 2,000円から7,300円まで ②1回 1,240円 ③1回 7,300円
待機手当	病院に勤務する医療職給料表の適用を受ける職員	救急医療のために命を受けて行う待機	1回 800円から6,500円まで
夜間呼出手当	病院に勤務する医療職給料表の適用を受ける職員 ①医師 ②医師以外	業務のため、夜間（午後10時から午前5時まで）に呼出しを受けて行う時間外勤務	①1回 3,500円 ②1回 400円
診療応援手当	病院に勤務する医師	所属する病院以外の宇和島市立病院における応援業務	半日 25,000円 1日 35,000円
待機呼出分娩手当	病院に勤務する医師	勤務時間外に待機し、呼出しを受けて従事する分娩業務	1回 10,000円
医療提供施設従事手当	①医師である職員 ②病院に勤務する看護職員 ③介護老人保健施設に勤務する介護職員である会計年度任用職員 ④介護老人保健施設に勤務する看護職員である会計年度任用職員	①オレンジ荘及びふれあい荘の診療業務 ②三次救急医療機関等における看護業務 ③④介護老人保健施設における介護業務及び看護業務	①月額 50,000円まで ②月額 4,000円又は2,000円 ③月額 18,000円又は9,000円 ④月額 8,000円又は4,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	453,122 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	656 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、令和5年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）です。

カ その他の手当

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政 職の制度 と異なる 内容	支給実績 （令和5年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額
扶養手当	①配偶者 6,500円 ②子 10,000円 ③父母等 6,500円 満15歳に達する日後の最初の年度初めから 満22歳に達する日以降の最初の年度末まで の子1人につき5,000円加算	同じ		64,829 千円	223,549 円
住居手当	借家居住者上限28,000円	同じ		51,321 千円	260,513 円
通勤手当	①交通機関利用者 定期券購入代金相当額（限度額55,000円） ②交通用具使用者 2～5km:2,000円 5～10km:4,200円 10～15km:7,100円 15～20km:10,000円 20～25km:12,900円 25～30km:15,800円 30～35km:18,700円 35～40km:21,600円 40～45km:24,400円 45～50km:26,200円 50～55km:28,000円 55～60km:29,800円 60km以上:31,600円	同じ		31,769 千円	75,461 円
管理職手当	管理職員に対し支給 課長補佐級26,000円 課長級40,000円 部長50,000円	同じ		80,812 千円	833,108 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が、臨時又は 緊急の必要により週休日等に勤務した場合 に支給 ①週休日又は休日 職務の級別に、6,000円～10,000円／1回 （6時間を超える場合は加算あり） ②週休日等以外の日の午前0時から午前5時 職務の級別に3,000円～5,000円／1回	同じ		1,524 千円	21,470 円
宿日直手当	宿日直業務従事に対し支給 ・医師（歯科医師を含む）21,000円／1回 ・医師以外 6,600円／1回			68,382 千円	354,312 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い住所を移転し、 同居していた配偶者と別居する事とな った職員で、管理者の認めた者に対し支 給 月額30,000円。距離に応じて加算あり。 8,000円～70,000円	同じ		— 千円	— 円

（注）対象となる職員がいない場合又は対象となる職員が1人若しくは2人の場合は、「—」としております。

7 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

職員の勤務時間は1週間当たり38時間45分で、公務の運営上の事情等により特別の形態によって勤務する必要のある職員を除き、午前8時30分から午後5時15分までとなっています。この間、休憩時間を1時間取得することとなっております。

(2) 休暇の状況

① 年次有給休暇

年次有給休暇は1年ごとに20日付与され、残日数は翌年に20日を限度に繰り越すことができます。

令和5年度中平均取得日数 10.9日

(注) 1 病院局は令和5年1月～12月、それ以外は令和5年4月～令和6年3月の取得日数を平均したもの。

2 会計年度任用職員は除いています。

② その他の休暇

負傷や病気による療養、選挙権の行使、結婚・出産などの規則で定める事由に該当する場合には、有給の休暇を付与しています。

また、職員の配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は障害のための長期の介護を必要とする場合には、無給の休暇を付与しています。

(3) 休業の状況

① 育児休業

職員が3歳に満たない子を養育するため、育児のために休業することが認められる制度です。なお、育児休業をしている間は、給与は支給されません。

令和5年度中に新たに育児休業を取得した職員数 34人

(注) 会計年度任用職員は除いています。

② 部分休業

職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通して超えない範囲で、勤務しないことが認められる制度です。部分休業をしている時間については、給与が減額されます。

令和5年度中に新たに部分休業を取得した職員数 21人

(注) 会計年度任用職員は除いています。

③ 育児短時間勤務

職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために短時間勤務することが認められる制度です。育児短時間勤務をしている期間については、給与が減額されます。

令和5年度中に新たに育児短時間勤務を行った職員数 9人

(注) 会計年度任用職員は除いています。

④ 自己啓発等休業

職員が大学等過程の履修又は国際貢献活動を行う場合、2年間（国際貢献活動は3年間）を限度に休業することが認められる制度です。

令和5年度中に自己啓発休業を取得した職員数 0人

(注) 会計年度任用職員は除いています。

8 分限及び懲戒処分

(1) 分限処分の状況

分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に、公務能率の維持を目的としてなされる不利益処分であり、その種類は、免職、休職、降任、降給があります。

(単位：人)

処分事由	降任	降給	休職	免職	合計
勤務実績がよくない場合					
心身の故障の場合			33		33
職に必要な適格性を欠く場合					
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合					
刑事事件に関し、起訴された場合					

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うより、公務における規律と秩序を維持することを目的としてなされる不利益処分であり、その種類は免職、停職、減給、戒告があります。

(単位：人)

処分事由	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	1				1
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合					
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合		1			1

9 服務規律保持のための取り組み状況

地方公務員法では、服務の根本基準として、「全ての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。

宇和島市では、市民の疑惑や不信を招くことのないよう、機会あるごとに注意を喚起し、服務規律保持を図っています。また、職員の非違行為については、「懲戒処分の指針」により、懲罰で対応することとしています。

10 人材育成の取り組み状況及び研修の状況

平成30年4月に「宇和島市人材育成基本方針」を全面的に見直し、職員が、市民の声に耳を傾け、市民のために考え、責任を持って行動し、成果を残すことができる、市民から「信頼される職員」として成長していけるよう、人材育成に努めています。

また、新たに「宇和島市研修計画」を策定し、各階層や目的に応じた研修を効果的に実施することにより、「信頼される職員」の実現に向けて、職員一人ひとりの意識改革及び自律性・主体性の高揚を図っていきます。

令和5年度 市町村職員中央研修所等 8人

愛媛県研修所 62人（ステージアップ研修36人、階層別研修18人、その他8人）

なお、病院局においても、各施設内で勉強会・研修会を計画的に実施し、積極的な参加を促しています。

また、職種別に開催される施設外での研修会・学会等への参加支援も積極的に行い、個別の資格取得や専門性の向上につなげています。

11 勤務成績の評定状況

人事評価システムを効果的かつ適正に運用するために、「人事評価実施要領」により年2回勤務成績の評定を行っています。

12 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度の状況

① 職員健康診断

職員の健康保持の増進と疾病予防のため、労働安全衛生法等に基づき、各種健康診断、メンタルヘルス対策等を実施しています。

令和5年度は、健康診断（1,982人受診）を実施し、検診結果に基づき、必要に応じて保健師による保健指導も行っています。

② 共済組合への負担金

地方公務員等共済組合法に基づき、組合員等の相互救済を図るため、短期給付、長期給付等の事業が愛媛県市町村職員共済組合、愛媛県公立学校共済組合で実施されており、その費用を職員と市がそれぞれ1/2ずつ負担しています。

令和5年度負担金	愛媛県市町村職員共済組合	2,048,257千円
	公立学校共済組合愛媛県支部	18,583千円

③ 愛媛県市町村職員互助会への負担金

愛媛県市町村職員互助会は、愛媛県内の市町職員の福利厚生事業等を目的に設立され、給付事業等を実施されており、その費用を職員と市が1/2ずつ負担しています。

令和5年度負担金	愛媛県市町村職員互助会	17,306千円
----------	-------------	----------

(2) 公務災害の発生状況

公務上の災害又は通勤による災害に対する補償等については、地方公務員災害補償基金愛媛県支部が実施しています。

令和5年度認定件数	10件
-----------	-----

(3) 勤務条件に関する措置要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができるとされています。

令和5年度措置要求件数	0件
-------------	----

(4) 不利益処分に関する不服申し立ての状況

職員は、懲戒処分等その意に反すると認められる不利益処分を受けた場合は、公平委員会に対して、不服申し立てをすることができるとされています。

令和5年度申し立て件数	0件
-------------	----